

緩和ケア用品助成に関する よくある質問と回答

Q1:対象者が入院中に介護用品を借りていた場合、助成の対象になりますか？

A:

本人が自宅で利用していない期間の購入又はレンタル費用は助成対象外です。

Q2: 40歳を過ぎていると介護用品の助成を受けられませんか

A:

65歳以上の方や、40～64歳で回復見込みがない病状の方は、介護保険の申請をして要介護認定を受けると、介護度に応じた介護保険サービスを受けることができます。

<介護保険に関する問い合わせ先> 北上市役所長寿介護課 0197-72-8219

Q3: 車いすを買った費用は助成の対象になりますか

A:

車いすはレンタル費用のみ助成します。

Q4: 介護保険要介護認定の申請中に本人が亡くなりました。

A:

北上市健康づくり課へご相談ください。